

鹿児島県造血細胞移植後のワクチン 再接種費用助成事業について

小児がん等の治療で造血細胞移植を行った場合、定期予防接種で獲得した免疫が低下又は消失し、感染症にかかりやすくなります。

そのため、感染症の発生予防や症状の軽減が期待される場合は、移植後の予防接種ワクチンの再接種が推奨されていますが、再接種の費用は被接種者（保護者）の自己負担となっております。

鹿児島県では、令和4年度から感染症予防及び経済的負担の軽減のため、造血細胞移植を受けた20歳未満の方へのワクチン再接種費用を助成する市町村に対して、その経費の一部を助成します。

助成内容

○対象者

次の全てを満たす必要があります。

- 1 小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植により、移植前に接種した予防接種法第2条第2項に定められた疾病（結核及びロタウイルス感染症を除くA類疾病）にかかる予防接種ワクチンの免疫低下又は消失により再接種が必要と医師が認める方
- 2 再接種を受ける日において、鹿児島県内に住所を有する20歳未満の方
- 3 令和4年4月1日以降に再接種を受けた方
- 4 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づいたワクチンを再接種した方

○対象となるワクチン

予防接種法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチン

※ただし、BCG及びロタウイルスワクチンは除きます

※予防接種法第2条第2項に定められた疾病にかかる予防接種ワクチン

・ヒブ　・小児用肺炎球菌　・B型肝炎　・四種混合　・三種混合　・二種混合　・水痘
・不活化ポリオ　・MR(麻疹、風疹)　　・日本脳炎　・子宮頸がん　・麻疹　・風疹

※上記の条件は県が市町村に補助を行う場合であり、市町村によって異なります。

相談・申請窓口

お住まいの市町村の予防接種担当課

※市町村によって助成内容や必要書類が異なります。助成内容等については、事前にお住まいの市町村の予防接種担当課までお尋ねください。

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課がん対策・歯科保健係

T E L : 0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 2 1 F A X : 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 6